

総発第396号
令和6年3月15日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年2月29日付監発第97号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
総務課	<p>指摘事項</p> <p>【支出事務】 ○水道料金・下水道使用料の基本料金のみ支払っていたもの</p> <p>市が所有する施設等の水道料金・下水道使用料の支払については、事務の効率化を図るため、口座自動振替となる公共料金として出納課において支出負担行為兼支出命令書（公共料金）を起票し、事務決裁規程により総務部総務課長の専決事務として決裁され、出納課で審査後、会計管理者の専用口座から引き落としされている。</p> <p>令和4年度1年間の水道・下水道の使用状況を確認したところ、4課33栓が使用水量0m³で基本料金（一部、冬期間の閉開栓手数料を含む。）のみを支払い、うち3課11栓（主に散水栓）については、3年以上使用水量0</p>	<p>指摘のあった内容については、当面使用しない冬期間についての閉栓を2月26日に行った。</p> <p>今後は、使用が見込まれる際に都度開栓するなど、使用状況を把握するとともに、経費の節減に努めていく。</p>

		<p>m³となっていた。</p> <p>そのうち、総務部総務課が管理する本庁舎東側駐車場管理用の散水栓については、確認ができた平成 30 年 4 月以降、使用水量 0 m³で水道料金・下水道使用料の基本料金のみを支払い、冬期間の閉栓もしていない。</p> <p>使用状況を把握するとともに、経費の節減に努めること。</p>	
総務課	注意 事項	<p>【収入事務】</p> <p>○納入の通知をすべき日から2か月を超えて遅延したもの</p> <p>市本庁舎及び中町庁舎内の自動販売機の設置については、入札の結果、行政財産建物貸付として市有財産賃貸借契約書（貸付期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）を株式会社Aと締結し、貸付料（6 件、年額 2, 313, 950 円）を市が発行する納入通知書により納付することになっている。</p> <p>また、契約書の第 5 条第 3 項において、「令和 5 年度の納期限は令和 5 年 4 月 14 日」とされ、同条第 5 項には「第 3 項に定める納期限までに貸付料を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数について延滞金として年 14.6%パーセントの割合で計算した金額を甲（市）に支払わなければならない。」と規定されている。</p> <p>令和 5 年度の貸付料の納付日が令和 5 年 6 月 28 日となっていたことから、納入通知書を確認したところ、令和 5 年 6 月 23 日に発行していた。総務部総務課の担当者が納入通知書の送付を失念し、自動販売機の設置者である株式会社Aから連絡を受けてか</p>	<p>指摘のあった内容については、担当者のみならず、複数の職員で契約内容及び調定の起票、納入通知書の送付状況を確認し、漏れがないようチェック体制を整えた。</p> <p>今後は、契約書にのっとり、市の信用を失墜させることがないように適正な事務の執行に努めていく。</p>

	<p>ら、納入通知書を送付したことによるものであった。</p> <p>契約書において、納期限まで貸付料を支払わないときの延滞金の規定がありながら、市が自ら契約に反した行為をすることは信用を失墜する。契約書にのっとり、適正に事務を行い貸付料の収納を行うこと。</p>	
--	--	--